

# 行政の範囲と主体

(百選「I-1」～「I-6」)

## 問題 001

国民健康保険事業の保険者の地位を通常の私保険における保険者の地位と同視して、事業経営による経済的利益を目的とするもの、あるいはそのような経済的関係について固有の利害を有するものとみることに、一定の合理的な理由が認められる。

### 001 解答：誤り

国民健康保険事業の保険者の地位を、私保険における保険者の地位と同視して考えることは相当ではない、と判示した。

(I-1)

## 問題 002

国民健康保険事業の保険者の地位は、国の事務である国民健康保険事業の実施という行政作用を担当する行政主体としての地位に立つものと認めるのが、制度の趣旨に合致するというべきである。

### 002 解答：妥当である。(I-1)

### 問題 003

国民健康保険事業の保険者と国民健康保険審査会との関係は、下級行政庁上級行政庁という関係とは認められない。

**003 解答**：誤り

下級行政庁と上級行政庁と同様の関係に立つ。(I - 1)

### 問題 004

国民健康保険事業の保険者が行った処分について、国民健康保険審査会が行った裁決には優越的効力が認められ、保険者はこれに拘束されるべきことが制度上予定されているものとみるべきである。

**004 解答**：妥当である。(I - 1)

### 問題 005

運輸大臣(当時)が日本鉄道建設公団に対して行った認可は、行政処分に相当する。

**005 解答**：誤り

処分性を否定した(I - 2)

## 問題 006

運輸大臣(当時)と日本鉄道建設公団との関係は、上級行政機関と下級行政機関との関係と同視できる。

**006 解答** : 妥当である。( I - 2 )

## 問題 007

社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会は、保険者から診療報酬支払事務を委託された機関にすぎず、よって保険者と同視して診療担当者に対する診療報酬支払義務を負うとすることはできない。

**007 解答** : 誤り

false | 社会保険診療報酬支払基金は、**自己の名において支払いをする法律上の義務を負う**とした。( I - 3 )

## 問題 008

社会保険診療報酬支払基金や国民健康保険団体連合会は、強制執行における第三債務者に該当する。

**008 解答** : 妥当である。( I - 3 )

## 問題 009

地方公共団体が、その職員を商工会議所へ派遣する場合において、任命権者には自由な裁量が認められる。

**009 解答**：誤り

任命権者の自由な裁量を否定した。( I - 4 )

## 問題 010

市と、市長が会長を務める外郭団体とにおける契約について、双方代理を禁止する民法108条の規定が類推適用される。

**010 解答**：妥当である。( I - 5 )

## 問題 011

市と、市長が会長を務める外郭団体とにおける契約について、議会が長による双方代理を追認したとしても、民法116条を類推適用して市に法律効果が帰属するものと認めることはできない。

**011 解答**：誤り

民法116条を類推適用し、市に法律効果が帰属すると判示した。( I - 5 )

## 問題 012

市と、市長が会長を務める外郭団体とにおける契約について、裁量権の逸脱・濫用があったかを判断するためには、市と外郭団体との関係の実質、外郭団体の準備・開催運営の内容、費用の内訳などを検討しなければならない。

**012 解答**：妥当である。( I - 5 )

## 問題 013

建築基準法に基づく指定確認検査機関が行う建築確認の事務は、地方公共団体に帰属するものと認めることはできない。

**013 解答**：誤り

建築確認事務が帰属する行政主体は、**地方公共団体である**とした。( I - 6 )

## 問題 014

建築基準法に基づく指定確認検査機関の確認に係る建築物について確認をする権限を有する建築主事が置かれた地方公共団体は、行政事件訴訟法 21 条 1 項所定の「当該処分又は裁決に係る事務の帰属する国又は公共団体」に当たる。

**014 解答**：妥当である。( I - 6 )